

太田都市計画地区の決定(大泉町決定)

都市計画日の出・住吉地区 地区計画を次のように決定する

名 称		日の出・住吉地区地区計画	
位 置		大泉町日の出・住吉の一部	
面 積		約13ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、町の中心に位置し、役場、専門学校、幼稚園等の行政・文教施設、店舗等が立地し、企業の駐車場、寮の跡地がある。都市施設については、道路・公園等整然と整備され、良好な市街地を形成している。</p> <p>今後、用途を第一種住居地域から第二種住居地域への変更に併せ、地区計画により適正な土地利用を図るとともに安全で快適な街の形成を図ることを目的とする。</p>	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>上位計画に整合した複合住宅地として、寮の跡地利用により新たな商業施設等を誘致し、文教・行政の機能を維持保全し、住環境の維持保全に努め、健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、遊技場、娯楽施設、倉庫等の立地を制限し、良好な市街地環境を目指す。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>①ボーリング場、スケート場、水泳場及び建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 ②マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ③カラオケボックスその他これに類するもの</p>
		建築物の延べ面積の敷地に対する割合の最高限度又は最低限度	
		建築物の延べ面積の敷地に対する割合の最高限度	
		建築物の敷地面積の最低限度	
		建築物の建築面積の最低限度	
		壁面の位置の制限	
		建築物の高さの最高限度又は最低限度	
		工作物の設置の制限	
		建築物等の形態又は意匠の制限	
		かき又はさくの構造の制限	<p>学校、図書館、その他教育施設に面する隣地については、境界線に沿って緩衝帯を設ける。緩衝帯については地盤面より概ね2mの生垣を標準とする。但し必要があると認められる時は、フェンス等素通しの構築物を設けることができる。</p>
土地の利用に関する事項	<p>現存する樹林地、草地等で良好な住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p>		
備 考			